

放射線審議会 第131回総会

議事録

1. 日 時 平成27年7月30日(木) 14:00～14:42

2. 場 所 虎ノ門タワーズオフィス8階 Room 7

3. 出席者

委員

神谷会長、山口会長代理、上叢委員、神田委員、杉村委員、藤川委員、二ツ川委員
原子力規制庁

片山審議官、角田課長、佐藤課長、戸ヶ崎課長補佐、武山企画調査官
厚生労働省

前田室長、安井室長補佐

人事院

瀧村室長、宮地課長補佐

4. 議 題

(1) 緊急作業に従事する者の被ばく制限の見直しに関する諮問について

(2) その他

5. 配布資料

131-1号 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準等の策定について(答申)
(案)

131-2号 電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正等について(答申)(案)

131-3号 人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について(答申)(案)

131-4号 人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)の一部改正に係る放射

線障害の防止に関する技術的基準の制定について（案）

参考資料 1 放射線審議会委員名簿

参考資料 2 放射線審議会 第 1 3 0 回総会議事録

参考資料 3 - 1 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準等の策定について（諮問）（1 3 0 - 1 号）

参考資料 3 - 2 電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正等について（諮問）（1 3 0 - 2 号）

参考資料 3 - 3 人事院規則 1 0 - 5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（諮問）（1 3 0 - 3 号）

議事

○神谷会長 それでは、定刻となりましたので、放射線審議会第131回総会を開催させていただきます。

まず、事務局のほうから定足数の確認についてお願いいたします。

○角田放射線対策・保障措置課長 放射線審議会総会は、放射線審議会令第3条の規定によりまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりまして、委員8名中7名が出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

以上でございます。

○神谷会長 ありがとうございます。

本日は前回に引き続きまして原子力規制委員会、厚生労働省、人事院から緊急作業に従事する者の被ばく制限の見直しに関する諮問に対する答申について審議させていただきます。

最初に事務局から資料の確認をお願いいたします。

○角田放射線対策・保障措置課長 お手元の資料を御覧いただきたいと思います。議事次第が1枚ございまして、それから資料が131-1号が答申（案）の一つ目、131-2号が厚生労働大臣に対する答申（案）、131-3号が人事院総裁に対する答申（案）、それから、人事院からの諮問に対しまして、関連しまして、原子力規制委員会に対する意見の案というのが131-4号でございます。

それから、参考資料1といたしまして、審議会の委員の名簿を配付させていただきます。参考資料2が前回の議事録でございます。それから、参考資料1、2、3と前回の諮問に係る資料を配付させていただきます。

それから、委員の皆様は座席にはハードファイルで常備資料を用意させていただきます。

以上でございます。

○神谷会長 それでは、資料のほう過不足がないようでしたら、議題のほうに入らせていただきます。

議題1は、緊急作業に従事する者の被ばく制限の見直しに関する諮問についてであります。

まず、事務局のほうから前回の審議に関してポイントをまとめて報告いただきたいと思います。

す。

○角田放射線対策・保障措置課長 参考資料2で放射線審議会の前回の議事録を配付させていただいております。1枚おめくりいただきますと、前回の議事次第等に相当するものが出てまいりますけれども、前回、原子力規制庁、厚生労働省、人事院から諮問内容について御説明いただきまして、御質疑をいただいたところでございます。

その中で250mSvの妥当性でございますとか、事前事後の対応、それから、通常時の被ばくと緊急時の被ばくの合算の考え方、あるいは、規制委員会の基準の適用と厚生労働省の告示、あるいは、人事院の通知のタイムラグについてなどの御議論をいただいたところでございます。

それから、具体的に申し上げますと、参考資料2の42ページ目真ん中辺りから以降なんですけれども、答申に記載すべき審議会としての意見について御議論をいただいておりますので、参考資料2を御覧いただきながら、かいつまんで御説明申し上げます。

41ページの下から5行目辺りでございますけれども、山口委員から「限度を決めたときまで、そこまで被ばくしていいんだという話じゃない」ということで、次のページに移りますけれども、神谷会長から「ALARA則に基づく被ばく線量の低減化というのは、常に対応していかないといけない」という御意見をいただいております。

それから、その下、7行目ほどですけれども、上叢委員から、これは緊急事態の対応を自覚していただくということを含めまして、「普段から十分な設備と体制を整えていただきたい」ということを御指摘いただいております。

それから、真ん中でございますけれども、神谷会長のほうから、作業者に対する丁寧な説明、あるいは、意思確認についてということまで話を進めていただいておりますので、下から10行目ほどでございましょうか、藤川委員から、250mSvという数字の意味につきまして、「正しく理解していただくことは大事だ」と御指摘をいただいております。

その下でございしますが、43ページの下から6行目ほどからでございしますが、神谷会長から、教育の重要性、正確な情報を提供することが大切だ、その下、放射線防護資機材の整備ということに関してもしっかりと対応すべきだということ、下から2行目、訓練の重要性、いつでもきちっと使えるような体制を整備していくということが重要だという御指摘をいただいております。

44ページに参りますれば、これは事務局のほうから確認させていただいておりますけれども、御説明を差し上げたような丁寧な説明の確保でございますとか、教育・訓練の重要

性、それから、事後のフォローアップ、健康診断を含めたフォローアップをしっかりとやること。それから、厚生労働省、人事院、それぞれ告示・通達で引き上げるという行為が行われるということがしっかり担保されるようにという点について御確認をさせていただいております。

その上で、神谷会長のほうから、今回でございますけれども、事務局から答申案の準備をすべしという御指示をいただいたところでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○神谷会長 ありがとうございます。

前回の議論のポイントをまとめていただきました。このような前回の議論をもとに、先ほども説明がございましたように、事務局に答申案を作成していただきましたので、それにつきましても説明をお願いいたします。

○角田放射線対策・保障措置課長 答申案、それから意見の案も、でございますけれども、資料四つ用意させていただいております。131-1号から131-4号まででございます。

前回の審議で諮問内容に対しては、委員の先生から反対ということの御意見はございませんでしたので、答申案といたしましては、妥当であるという答申案を作成させていただいております。

それから、答申案に合わせて述べる意見の部分でございますが、先ほど御説明いたしましたが、前回の議論及びその後委員の皆様方からいただいた意見をもとに作成させていただいております。

なお、本日、富樫委員は御欠席でございますが、富樫委員にも御意見をいただいております。

それでは、具体的に、131-1号の資料を御覧いただきますが、こちらは原子力規制委員会の諮問に対する答申でございます。

最初に、表題の下でございますけれども、答申といたしましては、妥当であるという結論でございます。

なお書きのところ以降でございますけれども、技術基準等の改正後の運用において留意すべき事項を以下のとおり申し添えるということで、下の1と2の項目を掲げてございます。

一つ目は、線量の最適化、ALARAに基づく管理に関するものでございます。

読み上げさせていただきます。

緊急作業時の被ばく限度として新たに定められる基準に基づき行われる作業について、

作業の最適化の観点から作業員の被ばくはALARAの考え方に基づき管理すべきものであり、原子力事業者に対してはこれを踏まえた線量管理を指導すること。

2番目が、事前事後の対応に関することでございます。

原子力事業者に対して、新たに定められる基準が適用される緊急作業に係る放射線業務従事者に丁寧に説明し緊急作業に従事する意思を確認すること、当該従事者に対して教育・訓練を適切に実施すること、緊急作業を実施するために必要十分な放射線防護資機材を確保すること、及び当該従事者が緊急作業に従事した場合必要な健康診断を実施するための適切な措置を講ずることを指導すること。

以上の2点を意見として添付してございまして、一番下にALARAの考え方に関する解説をつけてございます。

先ほど、1.の2行目のところを少し読み間違えました。「防護の最適化の観点から作業員の被ばく」ということでございます。失礼いたしました。

続きまして、131-2号、こちらは厚生労働大臣からの諮問に対する答申でございます。

答申としては、2行目のところでございますけれども、諮問のあった事項については、妥当であるという結論でございます。

電離放射線障害防止規則等の改正後の運用において留意すべき事項といたしまして3点掲げてございます。

1点目は、先ほどと同様でございますけれども、線量の最適化に関することでございます。

特例緊急作業従事者の被ばくは、防護の最適化の観点からALARAの考え方に基づき管理すべきものであり、事業者に対してこれを踏まえた線量管理を指導すること。

二つ目は、先ほどと同じでございますが、事前事後の対応に関するものでございます。

事業者に対して、特例緊急被ばく限度が適用される従事者の選定に当たっては特例緊急作業の内容を丁寧に説明し当該従事者と合意の上で行うこと、当該従事者に対して教育・訓練を適切に実施すること、特例緊急作業を実施するために必要十分な放射線防護資機材を確保すること、及び当該従事者が特例緊急作業に従事した場合に必要な健康診断を実施するための適切な措置を講ずることを指導すること。

3番目は、先ほど御説明したタイムラグの問題でございます。

電離放射線障害防止規則における特例緊急被ばく限度を速やかに告示できるよう必要な体制整備及びその実効性の確認を行うこと。

1枚おめくりいただきまして、ALARAの考え方を解説しているものでございます。

続きまして、131-3号が、人事院総裁に対する答申の案でございます。

答申の結論といたしましては、諮問のあった事項については、妥当であるという結論でございます。

職員の放射線障害防止（人事院規則）の改正後の運用において留意すべき事項を以下のとおり申し添えるということで、タイムラグの問題について言及しております。

人事院規則における特例緊急被ばく限度を速やかに通知できるよう、必要な体制整備及びその実効性の確認を行うこと。

以上でございます。

続きまして、131-4号が、これは人事院の諮問に関連して原子力規制委員会に意見を述べるものでございます。人事院からの諮問は原子力規制委員会の職員でございます原子力保安検査官に関することですので、人事院への答申に加えまして原子力規制委員長への意見として作成をさせていただいたもので、案でございます。

表題に続きまして、人事院より諮問のあった件についての答申に際して、原子力規制委員会において留意すべき事項を以下のとおり述べるということでございまして、一つ目が線量の最適化に関するものでございます。

特例緊急被ばく限度に係る緊急作業（以下「特例緊急作業」という。）と書いておりますが、これに従事する原子力保安検査官の被ばくは、防護の最適化の観点から、ALARAの考え方にに基づき線量管理すべきものであること。

二つ目は、これもやはり事前事後の対応に関することでございます。

特例緊急被ばく限度について原子力保安検査官に丁寧に説明し特例緊急作業に従事する意思を確認すること、当該原子力保安検査官に対して教育・訓練を適切に実施すること、特例緊急作業を実施するために必要十分な放射線防護資機材を確保すること、及び当該原子力保安検査官が特例緊急作業に従事した場合に必要な健康診断を実施するための適切な措置を講ずること。

ALARAについての解説を添付してございます。

以上が答申三つと、それから、原子力規制委員会に対する意見の案でございます。よろしく願いいたします。

○神谷会長 ありがとうございます。

以上、報告していただきました答申案というのは、前回の議論を踏まえまして、諮問に

対してはいずれも妥当であるということで作成されています。この点について、これでいかどうか御議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。反対の委員の先生はいらっしゃいますか。よろしいですか。

(なし)

○神谷会長 それでは、特に反対ということがないので、この3件の諮問に対する答申としては、妥当であるということにいたします。

次に、各諮問に対する答申及び意見について、まとめて議論していただきたいと思いますが、事務局案は前回の意見をよく取り込んでいただいているというように思っておりますが、記載する意見等について御議論を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○山口委員 意見は前回の審議で出された意見を適切な言葉でまとめてあるかと思えます。確認したいのは1点ありまして、言葉の使い方「緊急作業時の被ばく限度として新たに定められる基準」という言葉と、もう一つ、別の答申の文書では「特例緊急被ばく限度」、二つの言葉を使っているんですけども、恐らく諮問文に対する答申という形でこういう表現を使っているかと思えますけれども、確認したいのは、この二つの言葉の整理、全く同じ内容を表すものなのか、どっちかがどちらかに包含されるものなのか、この点をお願いいたします。

○角田放射線対策・保障措置課長 事務局からお答えいたします。

今、御指摘のとおりでございます。原子力規制委員会の諮問内容としましては、緊急作業時の被ばく限度として250mSvを新たに定めるという内容の諮問でございます。それを反映した答申の意見という形で131-1号におきましては、「緊急作業時の被ばく限度として新たに定められる基準」という表現を使って案を作成いたしました。

一方、同じ線量限度でございますけれども、厚生労働省からの諮問におきましては、250mSvを特例緊急被ばく限度という言葉を使って定義をされておりましたので、厚生労働大臣に対する答申の案といたしましては、「特例緊急被ばく限度」という言葉を使って意見を表記させていただいておるところでございます。内容的には250mSvということで、同様の内容かと考えてございます。

○神谷会長 そういうことよろしゅうございますか。

ほかに何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ。

○上叢委員 答申自体とは外れてしまうんですけども、そんな内容でもよろしいでしょうか。

○神谷会長 まずは答申に限って御議論いただけますでしょうか。

ほかに何か答申に対する意見、あるいは、追記する内容に関しての御意見等ございましたらいただけたらと思います。

(なし)

○神谷会長 よろしいですか。それでは、特にないようですので、追記する内容についても特になかったということで、事務局案のまま答申及び意見ということにしたいと思いません。

それでは、予定しておりました答申及び意見に関しましては、これを持って審議を終了させていただきたいと思えます。

せっかく先生方に御出席いただいておりますので、答申に対する審議は以上とさせていただきますが、この際、今回の答申、あるいは、意見を踏まえまして、委員の先生方から、先ほども御意見があるというようなお話をいただいておりますので、自由に御意見等をいただけたらと思います。

早速、二ツ川先生、いかがでございましょうか……、ごめんなさい。

○上叢委員 運用に関しての問題なんですけども、ICRPのほうは原子力災害の緊急時というのは特殊性を考慮して500mSvで限度値に対して参考レベルという考え方で示しているわけなんですけども、今回の答申に関しては法令上は扱いとしては完全に限度値という扱いになっていますけども、一方で、規制庁のほうの案では、万一、緊急時の限度を超えたものが出たときに、そのときの措置としてはICRPの考え方を考慮するというふうに書かれているんですけども、厚労省に関しては、そここのところは、これはあくまでも限度値であるというふうに言い切っておられた点に対して、私としては、ICRPが参考レベルとしている考え方というのは、非常に緊急時の状況を考えると合理的、理にかなっているのではないかというふうに思うわけなんですけども、厚労省においても、万一、こういうようなことがあった場合の対応に対しては、ICRPの考え方というものを配慮していただけたらというふうに思うわけです。

○神谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。国のほうは。

○安井氏 御指摘のあった点でございまして、今回定めるものは法令上は限度でござ

ざいますので、それを当然守るように事業者には指導してまいるということになります。

ただ、労働安全衛生法というのは、何か違反した者を処罰するというのが目的の法令ではございませんので、違反があった場合には、まずはそれを是正するように勧告する、指導するということになりますので、直ちにそれを処罰すると、そういう運用をするわけではございません。

○神谷会長 ありがとうございます。

規制庁のほうは何かコメントはございますでしょうか。前回、御議論いただいたところだと思いますが。

○佐藤原子力規制企画課長 前回、御説明させていただきまして、今、委員からお話があったとおりでございまして、私どもは、いわゆる国際的には参考レベルという考え方というものを考慮して、限度値ではありますけれども、運用面でそうした考えに配慮して運用してまいりたいということは、前回御説明したとおりでございますので、本日、いただきました委員の御意見も踏まえて対応していきたいと思っています。

○神谷会長 そういうことでよろしゅうございますか。この審議会としても、この点に関しましては注目して、事務局を通じて実際の運用に関する情報も提供していただいて、その実態について把握していきたいというふうに思っております。

それでは、二ツ川先生。

○二ツ川委員 今回、全体の議論を通して、今、上巻先生と前回の議論の部分をもう一度ということになるかもしれないんですが、全体の感想を述べさせていただきたいなと思います。

前回の話にありましたように、日常の放射線管理において緊急時作業が発生しないよう万全の安全体制を整備して日常業務を遂行しているわけですが、やはり、予期できない事態というのが発生するわけで、あらかじめそのような事態に対応していくことというのは非常に重要なことだろうと思うし、そういうことの観点から、今回、緊急時作業における線量限度に係る改正がなされたということは、これは非常に大切で、また適切であったなというふうに判断しております。

今回の議論の中では、私の理解として考えた三つほどポイントがあったかなというふうに思っております。

まず、1点は、今回の線量限度として250mSvという値が採用されたということですが、この値というのは放射線被ばくにおいて何らかの悪影響があるとか、そういう科学的デー

タに基づいたという値ではなくて、海外の事例を参考にして、過去の国内法で用いられた値を採用し、この値を採用したからといって、予想される緊急作業において特別に問題が生じないという値で採用されたものであろうということです。一般的に線量限度というと、安全との閾値のように捉えがちなのですが、今回の値はそういう値ではないということが一つ重要なことというふうに思います。

2点目は、これは今の議論と同じなのですが、先ほども出ましたが、今回の緊急作業の線量限度というのは、法令においてそういう限度という形を使うとは思いますが、緊急作業というのは、必ずしも制限された線源からの被ばくではないわけですから、それらの中では計画的な被ばく以外のものが生じるかもしれないと。その中で、今回のなされる線量限度というのは、一般的によく言われるように、これだけ被ばくしていいとか、これ以上被ばくしてはいけないというような決められた限度というよりは、先ほどの答申の意見にあるように、最適化の原則に基づいて、できるだけ被ばくを低減させるという、いわゆる参考レベルとしての値に該当するのではないかなというふうに思います。

最後に、3点目ですが、これは前回もお話しさせていただいたんですけども、緊急作業に従事する作業員というのは、あらかじめ教育・訓練を通して放射線の人体影響等も十分認識をして、そして国民の生命と財産を守るという使命感に基づいて志願した方であり、非常に称賛されるべき作業員であると思います。それゆえに、作業後には健康管理であるとか、そういうところの十分なフォローアップが国、事業者によってなされなければならないのではないかなというふうに感じたわけでありまして。

ちょっと3点ほど感想を述べさせていただきました。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

○杉村委員 私、前回出ておりませんので、今日、少し意見を述べさせていただきますが、今、御意見がありましたように、被ばく者の健康管理ということについては、よく御存じのように、医学の不確実性といえますか、放射線以外のことで、例えば、高周波で脳腫瘍が増えるとか増えないとか、よくわからないことがございます。エビデンスがなくて、でも、そうじゃないかということ、あるいは、それを長い間見て、やっぱりこれは関係あったんだなということで、これはもう医学の常識として、我々いつも思っているところなので。

まず、健康管理でございますが、できれば幅広く、放射線障害でこういったことが起こ

るだろうという現在の知識をもとに健診等をするのではなく、もっと網羅的にできれば、お金との関係もございますので、そこら辺はどういった項目にするかということもあるでしょうが、できるだけカバーできるような形でやっていただきたいなということと、それから、どうしても従事者の方の下請けの方とか、そういう方も入っておられると思いますので、追跡調査が若干難しいところも出てくるのではないかなというふうな危惧もございますので、そこら辺の体制をきっちりとしていくということ、それから、期間の問題、どれぐらいの期間をやるかということもあわせて御議論いただけたらというふうに思っております。

○神谷会長 厚労省のほう、何かコメントございますでしょうか。

○前田氏 厚生労働省におきましては、昨年度から、平成23年3月から12月まで緊急作業に当たられた2万人の緊急作業従事者の方につきまして疫学研究というものをやっているところでございます。まさに、先ほど、杉村委員が御指摘されたように、健診の項目ですか、あと、追跡調査をどういうふうに行っていくかということが、今、課題となっておりましてございます。平成26年2月から6月にかけて厚生労働省におきまして疫学研究の在り方検討会というものを開いて、どういった健診内容を項目として設けていくか、そういうことも御議論いただきまして、通常の労働安全衛生法に求められる法定健診、プラスアルファなものを定期的にデータとして収集し、そして追跡をしていくということを現在行っているところでございます。

そして、また、これにつきましては、現在、雇用されている方につきましては、雇用事業主の協力も必要ということでございますので、研究の代表者とともに入請事業者と言われる方々と下請事業者につきましても、この研究に協力していただくよう、8月にはかなり説明会を開いて要請をしていくということで、できるだけフォローアップの数を増やしていこうというふうな努力をしているところでございます。

実際、今回の2万人の方につきましては、100mSvを越える方が174人でございますので、ほとんど1万9,000人以上の方は100mSv以下の被ばく線量を受けた方々でございますので、低線量被ばくによる影響というものが5年後、10年後には、ある程度疫学研究のデータという形で明らかになっていくと思いますので、広島、長崎の原爆被爆者の追跡調査に勝るとも劣らないような、そういった研究を、今後、日本として発信できるようにやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○神谷会長 ありがとうございます。

そういうことでよろしゅうございますか。

前回の議論で、誰が緊急作業に従事できるか、誰でもできるということではございませんで、それが厳しく限定されますし、そのフォローアップに関しましても、先ほども厚生労働省のほうからも説明がありました。前回もその点については議論をしたところでございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

○山口委員 私のほうから2点ほど答申の文にあわせて、こういった意味合いもあるんだというふうに私は考えたということをお伝えしたいと思います。

一つは、今回の改正のポイントは、250mSvという値に妥当性があるかどうかというのは一つポイントになったと思います。国際的にICRP、IAEA等のそういった指針類で500mSvというような値が出されて、そのまま鵜呑みというか、そのまま取り入れるんじゃなくて、それなりの我が国での経験等を踏まえて250mSvというのを設定したというふうに理解しています。

一つの根拠というのは、厚生労働省のほうで設けました専門家の検討会、これで健康影響に関する多くの専門家によって、いろいろなデータが議論されて、250が妥当だという専門家による見解が出されたということと、もう一つは、原子力規制庁の説明にありましたように、福島第一の事故、これは我が国で起こった、起こってはいけないことなんですけれども、起こった事例に基づいて250mSvと、こういった二つの大きな強い理由に基づいて250mSvが提案されて、それが妥当であるというふうな、今回、そういう答申をしたわけなんですけれども、この250mSvというものの値が全ての緊急作業に適用できるというふうなわけではないというふうに私は思っています。

一つは、福島第一の事故の経験を踏まえて設定したといっても、実際には250mSvを超えた被ばく者が6名いたわけですから。それは適切な防護機材が着用できなくて機能しなかったということが原因であるという説明なんですけれども、事故、それから緊急事態を考える場合には、想定していたものが全て機能するというふうな前提は、やっぱりすべきではないかなと、私は思っているんです。ですので、内部被ばくの被ばくが防護できた上での250mSvというような説明でありましたので、あくまで250mSvという値は、そういった防護措置がちゃんと機能するというような恐らく前提条件に基づいていると、福島第一事故に基づくとするか、それを踏まえた上での話とすれば、そういうことだと思います。

したがって、この答申文の後ろのほうに、付帯的な意見という形で、防護機材の整備、それから、教育・訓練、そういったものを挙げてはいますが、私は限度とセットで、つまり、そういったものは前提で機能するといった上で250mSvというのが妥当だというふうに恐らく答申したんじゃないかなと思っていますので、やっぱり、これはおまけの意見ではなく、セットで考えるべきかなと、私は思っています。

それから、2点目は、生涯線量1Svという概念が初めてこういった被ばく管理の世界に出てきたような気がします。ICRPもそれに近いことは言っているんですけども、ただ、生涯線量1Svで管理すべしというような勧告は出していないかと思えます。ですので、それを先取りしたような形で、法律の条文ではないにしても、運用、それから大臣の指針という形で出すにしても、やっぱり、ICRPが言っているそのものではなく、それを越えた独自の一つの判断で、そういう概念を出しているわけです。ですので、全てがICRPのお墨付きがなければ用いてはいけないとは思いません。ですので、そういった独自の概念を出して使っていくのは、それはそれで、そういう判断があっているかと思えますけれども、そういう判断をした以上は、妥当性、論理的な説明、これをICRPではなく、提案者がしっかり構築していくべきであるし、今後もそういった提案された概念に関して合意形成をしていく必要があるかと思えます。

以上、250mSvという特例被ばく限度と生涯線量1Svに関して申し上げました。

以上です。

○神谷会長 ありがとうございます。

貴重な御意見だと思いますし、最初の点に関しましては、恐らく委員の先生がどなたも同意されるのではないかというように思っております。これは本当にセットで考えていただきたいと事項をまとめているということでございます。

生涯線量に関しましては、また、いろいろな議論があろうかと思えますので、今後、関係当局で御議論いただけたらというように思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

○藤川委員 防護の最適化について、含まれていると思うんですけども、いろんな防護機材による非放射線的な影響というのがございまして、例えば、熱とか、防護服を着てポンプをぶら下げやっていると、かなり熱がこもって息苦しくしてとか、いろんなことがございますので、そういうことも含めて総体的に最適化した防護を考えていただきたいというふうに思います。私も結構、研究上、ああいう服を着ることもあるんですけど、状況

が悪いと、かなり放射線以上にこたえると思います。

○神谷会長 ありがとうございます。

防護というのは、本当に現場の実践で初めて意味を持ってまいりますので、ぜひとも…

…。

規制庁のほうから。

○佐藤原子力規制企画課長 御意見ありがとうございます。私どもも同じように考えておりまして、こうした対応については、訓練を通して実際にそれは機能するのかということはいっしょに確認していきたいと思っておりますし、それについて規制庁、規制委員会もいっしょに見ていきたいと思っております。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

(なし)

○神谷会長 よろしゅうございますか。それでは、一応、委員の先生から御意見をいただきましたので、今度は各省庁のほうから御意見がございましたらいただきたいと思っております。

○佐藤原子力規制企画課長 原子力規制庁でございます。

本日は答申をいただきありがとうございます。本答申を踏まえまして、今後、規制委員会において所要の進めさせていただきたいと思っております。また、あわせて留意すべき事項ということで、原子力事業者に対する指導すべきことということで幾つか何点かの留意事項をいただきました。これにつきましても、原子力規制委員会で議論した際も同じような意見が出ておりましたので、規制庁としても、これは大変大切なことだというふうに認識しておりましたので、こちらについてもいっしょに指導してまいりたいと思っております。

重ねてではございますが、本日はどうもありがとうございました。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに。

それでは、厚生労働省。

○前田氏 厚生労働省でございます。

妥当であるという御答申をいただきまして、誠にありがとうございました。前回の審議会でも説明申し上げましたが、放射線審議会に諮問させていただく前に、労働政策審議会の安全衛生分科会で、労働者側の方の意見もいっしょに聞いた上で本基準案を作成したとい

うところでございまして、そして、放射線審議会におきまして有識者の先生方の御意見もいただいたということで、労使及び有識者の意見も踏まえた形で今後進めていくということで、今後は電離規則等の改正省令、そして関係する告示ですとか大臣指針、そして教育の内容も決めていかななくてはいけないところもございまして、それを踏まえまして、来年の4月の施行に向けて関係する事業者を指導してまいりたいというふうに考えております。

本日はどうもありがとうございました。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、人事院のほうからお願いいたします。

○瀧村氏 本日諮問に対しまして、妥当という御意見をいただきまして、ありがとうございます。

留意すべき事項を踏まえまして、人事院としましては、特例緊急被ばく限度に設定に必要な情報収集や通知発出の具体的な手順につきまして、改正規則の施行にむけて、来年4月を目処としておりますけれども、今後、原子力規制庁と協議し、厚労省の協力を仰ぎながら、検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○神谷会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

(なし)

○神谷会長 よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次は議題2でその他となっておりますが、その他に関しまして何かございますでしょうか。

○角田放射線対策・保障措置課長 特にございませぬ。

○神谷会長 ありがとうございます。

それでは、本日予定した議題は以上となります。よろしゅうございますかね。

それでは、時間となりましたので、本日はこれをもって終了したいと思います。

次回以降のスケジュールにつきまして事務局から何か提案がございますでしょうか。

○角田放射線対策・保障措置課長 次回につきましては、別途調整して御連絡をさせていただきたいと思っております。

○神谷委員長 ありがとうございます。

委員の先生方におかれましては、活発な御質疑をいただきましてありがとうございました。

また、傍聴していただいた皆様方におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第131回総会を終了いたします。どうもありがとうございました。